

## 大分県地域商業活性化支援事業実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、地域コミュニティ機能の活性化に向けた中小商業者グループ等の取組に対して市町村とともに支援し、地域商業の持続的発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この事業において「中小商業者グループ等」とは、第4条第1項各号に規定する推進プランの策定主体及び事業実施主体をいう。

2 この事業において「補助事業者」とは、第3条に規定する補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）を行う事業実施主体に対し補助を行う市町村をいう。ただし、やむを得ず事業実施主体への直接補助とする場合は、補助対象事業を行う事業実施主体をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容は、別表に定めるとおりとする。

### (推進プランの策定主体及び事業実施主体)

第4条 この事業において、推進プランの策定主体及び事業実施主体は、次の各号に該当する者とする。

#### (1)法人格を有する商店街等の組織

- ア 構成員数・会員数が原則10者以上であること
- イ 構成員・会員の約7割程度以上が中小企業・小規模事業者であること
- ウ 構成員・会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること

#### (2)民間事業者

- ア まちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された企業であることが定款等で確認でき、特定の地域においてまちづくりや商業活性化の担い手としての活動実績を有していること
- イ 中小企業・小規模事業者であること  
(ただし、NPO法人、一般社団法人等はこの限りでない)

#### (3)その他法人化されていない(1)に類する組織

- ア 構成員数・会員数が原則10者以上であること
- イ 構成員・会員の約7割程度以上が中小企業・小規模事業者であること
- ウ 定款、約款、会則、規約等により代表者の定めがあること
- エ 財務諸表等があり、資金、財産の管理等を適正に実施できること
- オ 設立して1年以上経過、または、設立1年未満であってもそれと同等の前身組織が存在すること
- カ 構成員・会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること

#### (4)その他地域商業の活性化を目的とする知事が認めた団体

2 推進プランの策定主体及び事業実施主体は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

(推進プラン策定における市町村の役割)

第5条 市町村は、地域商業の活性化の観点から総合計画等との整合性を図るとともに、推進プランの策定主体に対し必要な指導・助言を行い、主体的かつ積極的な役割を果たすものとする。

(推進プランの承認)

第6条 市町村は、推進プランの策定主体が策定する推進プランについて、県の承認を受けなければならない。なお、補助金の交付対象となる推進プランの期間は認定月を含む36ヵ月間以内とする。

2 推進プランは、株式会社全国商店街支援センター等の外部専門家と連携して策定されたものであって、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 推進プラン名称
- (2) 策定主体、範囲
- (3) 地域の概要
- (4) 地域を取り巻く環境変化の調査・分析結果
- (5) 地域の現状と課題
- (6) 地域のビジョン（将来像、目指す姿、コンセプト等）
- (7) ビジョン実現のための組織運営体制
- (8) 推進プラン事業計画（複数年間）
- (9) 事業実施により目指す効果（成果目標）
- (10) 推進プラン策定に係る検討の経過

3 県は第1項の申請があった場合において、当該推進プランの内容が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認する。

- (1) 調査・分析により地域の現状及び課題が的確に整理され、それを踏まえたビジョンが定められていること
- (2) 推進プラン全体の効果を評価するための適切な成果目標が定められていること
- (3) 推進プランに記載された事業が、ビジョン及び成果目標達成に向けて高い効果を有すると認められること
- (4) 組織運営体制が、推進プランを円滑かつ確実に遂行することができると認められること
- (5) 目標を達成するために必要な計画期間が定められていること

4 前項により承認を受けた推進プランを変更しようとするときは、県の承認を受けなければならない。

5 第1項及び前項の承認（変更）申請に提出する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「地域商業活性化」推進プラン承認（変更）申請書（様式第1号）
- (2) 「地域商業活性化」推進プラン（様式第2号）
- (3) 市町村意見・支援計画書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(推進プランの状況報告)

第7条 前条の規定により県の承認を受けた推進プランについて、市町村は、年度毎の進捗状況を県に報告しなければならない。

(事業計画書の提出及び採択)

第8条 補助対象事業の採択を要望する事業実施主体は、事前に市町村に協議し同意を得るものとする。当該市町村において、補助対象事業として助成可能と判断した場合、事業実施主体は次に掲げる書類を市町村あて提出するものとする。また、関係書類の提出を受けた市町村は、大分県地域商業活性化支援事業に関する補助事業採択要望書(様式第4号)を添えて知事に提出するものとする。

(1) 地域商業活性化支援事業計画書(様式第5号)

(2) 誓約書(様式第6号)

2 知事は、前号に掲げる書類の提出を受けた場合、事業内容を審査した上で、支援の採否を決定し、大分県地域商業活性化支援事業採択通知書(第7号様式)により、市町村あて通知するものとする。

3 事業採択通知を受けた市町村は、速やかにその旨を事業実施主体に通知するものとする。

(助成措置)

第9条 知事は、予算の範囲内において、第8条の規定により採択された事業について、別に定める大分県地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

附則

この要領は、令和3年度の予算に係る大分県地域商業活性化支援事業費補助金から適用する。

別表

事業内容	プラン策定
<p>地域コミュニティ機能の活性化を支援する中小商業者グループ等の取組を助成</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部人材を活用し、地域のビジョンを示した推進プランの策定</li> <li>・ 商店街内の空き店舗を改修したコワーキングスペースの設置</li> <li>・ ワークーション受入れのための環境整備 (Wi-Fi 設置等)</li> <li>・ 「新しい生活様式」を取り入れた経営戦略セミナーの開催</li> </ul>	<p>複数年支援を希望する場合は必須</p>